

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1 番 | 太田佳祐君 | 2 番 | 広瀬隆博君 |
| 3 番 | 乾豊君 | 4 番 | 若山隆史君 |
| 5 番 | 山田利夫君 | 6 番 | 江上聖司君 |
| 7 番 | 中村ひとみ君 | 8 番 | 安田功君 |
| 9 番 | 角田寛君 | 10 番 | 後藤省治君 |
| 11 番 | 富田栄次君 | 12 番 | 栗田利朗君 |
| 13 番 | 丹羽豊次君 | | |

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|----------------|-------|--------------------|-------|
| 町長 | 中川満也君 | 副町長 | 永澤幸男君 |
| 総務課長 | 早野博文君 | 企画調整課 まちづくり推進室長 | 水野忠宗君 |
| 税務課長 | 木下誠司君 | 健康福祉課長 | 片岡兼男君 |
| 住民課長 | 竹中敏明君 | 建設課長 | 山口哲司君 |
| 産業課長 | 高橋伸行君 | 上下水道課長 | 町田正博君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 中村桂君 | 消防主任 | 中山雅夫君 |
| 教育長 | 和田満君 | 教育次長兼 学校教育課長 | 桐山浩治君 |
| 生涯学習課長 | 衣斐修君 | | |

3 職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 藤塚康孝 | 書記 | 渡部善充 |
| 書記 | 木村貴江 | | |

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第7 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、10番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 栗田利朗君。

〔決算審査特別委員長 栗田利朗君登壇〕

○決算審査特別委員長（栗田利朗君） ただいま議題となりました議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月1日から計5日にわたり開催いたしました。

審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては、不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会としましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 不納欠損・未収金について。

不納欠損は、納付者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を低下させるものである。

税負担の公平性はもとより自主財源確保の観点から、安易に時効による不納欠損処分を行わないよう引き続き厳正に運用されたい。

また、未収金対策については、体制の充実強化を図り、収納率向上のため効果的な収納対策に取り組み、新たな収入未済額の累積防止に努められたい。

2. 計画的な事業執行について。

垂井町第5次総合計画を初め、各種計画に基づき事業計画をしっかりと立案し根拠のある予算編成に努めるとともに、執行に当たっては創意工夫により経済性、効率性を高めるとともに、執行見込みの精度を上げる必要がある。

また、限られた財源を町全体の中で有効活用できるよう、適宜減額補正し、迅速、最適な予算執行に努められたい。

3. 特別会計について。

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理するものであり、一般会計からの繰入金が必要最小限にとどめるべきである。収支が繰入金によって保たれている会計については、それぞれの会計の事業目的を踏まえ、中・長期的な計画のもと、さらなる効果的・効率的な事業運営に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（丹羽豊次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第62号 平成27年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 1日目に説明されていて聞き落としているのかもしれませんが、確認の意味で、歳出のほうの土木費、河川費の目の河川維持費、節委託料、この場合の樹木伐採とありますが、場所がどこであったかということと、どこへ委託されるのかということ。あと、道路になるのか、河川になるのかあれですが、地蔵橋の上下、やはりかなり木が大きくなってきております。前、事故と賠償になったところがあるわけですが、そういったところについてもどのようなお考えかも含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

河川費の中の委託料でございますが、伐採業務委託料でございます。場所につきましては、河原道町営住宅にある北側の河川と御前谷川の農協のガソリンスタンドの北側でございます。木がいっぱい生えておりますので、環境等を目的といたしまして伐採を行わせていただきます。委託は、まだ業者が決まっておりませんので、これから業者をいたします。

地蔵橋上下については、今回の補正には上がっておりませんのでよろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） お尋ねをいたします。

款8土木費、項3河川費、目2河川維持費の節15工事請負費、河川整備工事、これにつきましては、相川左岸堤の河原道町営住宅付近の河川敷を整備するというので、当初予算では一旦中止になっていたのが再復活したということで、方向的には喜ばしいことだと思っておりますが、御幸橋から地蔵橋にかけての河川整備、順次されております。それと水辺公園的な状態で多くの人に利活用をしていただきたいという思いでございますが、その内容が、単に駐車場、あるいは芝生広場ということではなかなか利用も限られてくるわけでございます。一例といたしまして、児童公園の左岸付近には仮設的な構築物が設置され、なおかつ旧蜂焼倉庫ですね、これは右岸堤ですけれども、スケートボード、あるいはあづまや等が設置されております。河川敷内ということで永久構築物は非常に難しいかと思うんですけれども、でき得る限り住民の

皆さんがより多くの方が利用できるような、限界、限度はあろうかと思えますけれども、そういった施設を設置していただく可能性ですね、これをお尋ねしたいと思えます。

あわせて、どんどん草がふえていくわけでご覧いただけますけれども、その維持管理につきましても、地元の皆様方のお力をかりというのが理想ではございます。そういった取り組み方針、これらもあわせてお尋ねをいたしたいと思えます。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

相川の河川敷整備に関しましては、ずっと今までも取り組んできておるところでございますけれども、やはり財源がなかなか十分に確保できないところもあって、少しずつというのが現状でございます。

この取り組みに対する思いといたしましては、いつかも質問があったと思えますけれども、国道を走ってきて相川橋を渡ったときの右手、山手側を見たときの鬱蒼とした茂った状況、これが本当に垂井の入り口としてふさわしい景観かというふうなこともございます。そういったことも踏まえまして、何とか景観整備を進めたいという思いと、もう1つはやはり岩手橋からは相川橋まででございますが、今回も質問ありましたように、少なくとも地蔵橋ぐらまでは左岸右岸をうまく整備する中で、住民の方に憩いの場、あるいは健康増進の場、そしてもし万が一の場合には避難経路としても利用できるという、そういった多目的な利用ということを考えて、何とか整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

一方、中に対する構築物につきましては、やはり議員御指摘のとおり河川の制約がございますので、永久構築物をつくれるわけがございませんので、ある部分限られた施設整備になってまいります。今回も期間限定でドッグランの施設をつくったりというような形の中で、増水期にはドッグランをし、増水期には撤去するというような形の中での利用というものを考えておるわけでありまして、当然に歩くということになりますと、そういった歩道の整備でありますとか、あるいは芝生等の整備も必要になってまいります。そういったことにやはりしっかりと、まず景観整備、そして使いやすさということに重きを置いていきたいという整備でございます。

施設の設置につきましては、さまざまな要望がありますし、やれるところからということもあります。やれる方法もあると思えます。そういったことを踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

それから、管理につきましては、やはりこれは県の管理地でございます。それで町が委託を受けてやっておるわけでご覧いただけますけれども、要望としてやはり河川敷を使ってグラウンドゴルフ場をつくってほしいとかいうようなものが出たりする場合がございます。そういった場合に、やはり利用者にもそういった管理のお手伝いしていただく、あるいは委託をするというようなことも可能かというふうに思えます。これがまさに住民と一体となって維持していく、管

理をしていくという一つの考え方にもつながっていくのかなと思いますので、今後の課題としてしっかりと捉えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、電気事業法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものであります。なお、この条例改正の手续におきまして、大変おくれましたこと、まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました一部改正につきましては、電気事業法の改正が本年4月1日に施行されており、岐阜県から改正にかかわる取り扱い通知が本年4月11日に出されておりましたが、見落としにより手続がおくれましたこと、まことに深くおわび申し上げます。今後とも改正情報には十分注視し、細心の注意を払ってまいり所存でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案並びに新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨につきましては、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、垂井町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正点でございますが、垂井町道路占用料徴収条例第3条第1項第3号の規定しております占用料の減免規定におきまして、引用している電気事業者の区分が変更され、引用する号数が増えたとしたため所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

なお、改正が漏れたことによります事務執行上の支障はございませんでしたので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 後 藤 省 治